

# 高齢者虐待対応マニュアル別冊

## 【高齢者虐待対応事例集】

### <在宅>

- 1 同居の長男からの心理的虐待による本人の施設入所・・・・・・・・・・1
- 2 生活能力が低い長女からの介護放棄の末の成年後見制度の活用・・・・・・・・4
- 3 複合的な課題を抱える一家における、高齢者虐待および障害虐待・・・・・・・・6
- 4 進行性の難病を患う母の介護と不適切なケアを行う長女・・・・・・・・8
- 5 両親の年金を借金の返済に充てる次男からの経済的虐待及び介護放棄・・・・10
- 6 同居婿から自立高齢者への虐待から分離保護・・・・・・・・・・12
- 7 家庭内に暴言・暴力が習慣的にあったため、問題意識の薄い家族への支援・・・・14
- 8 引きこもりの長男からの暴力・・・・・・・・・・16

### <養介護施設>

- 9 介護付き有料老人ホームにおける身体的・心理的虐待・・・・・・・・18
- 10 介護老人福祉施設における身体的虐待・・・・・・・・・・20

令和7年4月

## I 事例の題名（事例の要約）

1 同居の長男からの心理的虐待による本人の施設入所

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

ランクⅠ

（2）要介護度

要介護2

（4）年齢階級

70～74歳

（5）家族構成

本人と虐待者である長男との2人暮らし。長女は近隣市、次男は県外在住。キーパーソンは長女である。長女は、本人と長男を離して生活させたいと考えているが、長男にそのことを提案をすると長女が長男に暴力を振るわれる可能性があるため、本人宅には訪問しないようにして、長男とは距離を置いている。

## III 虐待者の状況

- ・本人の介護のために、長男は仕事を辞めて介護に専念している。
- ・長男は、自分が介護を行えるため介護保険サービスを必要だと思っていない。
- ・長男の意向と違うことを介護支援専門員やキーパーソンである長女が提案すると相手に対して大きな声を出すほか、人格を否定するような発言がみられる。長男の気分を害すると暴力に発展しそうな雰囲気があるため、長女は長男に関わらないようにしながら、本人の支援を行っている。
- ・本人の近くに物を投げつけたり、暴言を吐くことがある。

## IV 施設概要

養護老人ホームのショートステイで緊急的に安全を確保した後に、介護保険サービスのショートステイに移行した。ショートステイを利用しながら入所できる施設を探している。

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

担当介護支援専門員から地域包括支援センターに相談があり発覚した。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

心理的虐待

（2）虐待の頻度

週に3回以上

（3）虐待の具体的な内容

本人が、介護支援専門員に自分が利用したい介護サービス等を伝えようとする、長男が話を遮ってしまい、本人の意向を確認することができない。長男の意見と違う言動を本人や親族、介護支援専門員等の支援者が行くと、長男が癇癢を起こす。本人に暴力こそふるわないが、大きな声を出す・物を投げつける等の行動がある。

本人は、長男は介護疲れがあると考え、自分がショートステイサービスを使うことを提案したいが、長男は「自分が適切な介護を行うため、ショートステイサービスの利用は必要無い」と主張し話が平行線となる。

長男は、本人に外部と連絡を取らないように指示している。本人は長女や介護支援専門員に電話をかける事ができない。長男に分からないように長女に連絡をするために、通話アプリ（ライン）を利用して文字でのみ連絡を取り合っている。

長男以外の本人を支援をしている者は、「長男は現在、心理的虐待を行っている」と考えているが、本人に当たりはしないが物を投げる行動がみられるため、「いずれ身体的虐待に発展するのではないか」と心配をしている。

#### （４）本人の状態

本人は、進行性核上麻痺。動作は前屈姿勢、小刻み歩行。動作速度は遅く、体幹の回旋運動が苦手で転倒を繰り返している。軽度認知症があるのか、長男には話してはいけないと申し合わせた内容を長男に話してしまい、長男が怒ってしまうことがある。

長男の言動には困っており、恐怖を感じている。長男が怒るので、電話では長女と連絡を取らずラインを通じて連絡を取り合っている。長女には、長男が怖いと訴えてくるが、長男と離れて暮らすことには少し躊躇する気持ちもある。自分が病気で動作が緩慢なため、長男はしびれを切らせて怒らせてしまっていると考え、自分の体調が回復して動作の緩慢さが改善したり、少しの間(数週間程度)長男と離れて暮らせば、長男の虐待行動が改善してくれると考えているところがある。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

長女と相談をして、施設入所を目指すことになった。

本人が通所施設に通っているため、長男や本人には内密にして、通所施設利用中に、地域包括支援センター職員と施設職員で本人の動作確認のため訪問した。施設職員が本人の動作を確認し、施設で対応できるとの判断に至り、入所する施設が決まった。

後日、本人と長男には内密にして(本人が計画を知ると長男に話してしまう可能性があるため)、本人が通所施設利用中に、長女と地域包括支援センター職員で本人を通所施設にまで迎えに行った。地域包括支援センター事務所に移動し、長女と次男、地域包括支援センター職員、介護支援専門員同席の下で、本人に長男と離れて暮らす意思があるか確認をした。確認の結果、本人から長男とは離れて暮らしたいとの希望が確認できたため、自宅には戻らずに同日に施設入所となった。

長女と次男の希望により地域包括支援センター職員は、次男と一緒に長男を訪問した。長男に本人の希望により施設入所したことを伝えた。また、居場所は本人希望により伝えられないことも合わせて伝えた。長男は、本人が希望しているのならば、仕方ないと納得していた。

### (2) 行った介入・支援

- ・家族・介護支援専門員との連携
- ・入所できる施設探しと、施設との調整
- ・警察署へ出向き、被虐待者を保護したことを加害者である長男へ説明に行った際に暴力を振るわれる可能性があること、長男から本人がいなくなったと警察へ通報する可能性があること、保護後に親族や関係機関に危険が及ぶ可能性があることを事前に情報提供

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

長男は、納得したのか、特に問題行動は見られなかった。長男はその後、数回市役所に来て、手紙を本人に渡して欲しいと持ってきたり、本人の私物を持ってきてくれたりした。

長男と離れて暮らす事で本人の安全を確保する事ができた。

## VIII 優れていると思われる対応

長男・本人の特性を、支援者（家族、介護支援専門員、通所事業所、警察、包括職員の社会福祉士及び精神保健福祉士）が共有し合いながら支援することができた。

## IX 今後の課題

長男が希死念慮を訴えていたこと、介護を理由に無職となっていることから本人が入所した後の長男への生活支援が必要だと考えられ、障害福祉担当課及び生活困窮対応担当課との連携が必要。

## I 事例の題名（事例の要約）

2 生活能力の低い長女からの介護放棄の末の成年後見制度の活用

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

ランクⅢa

（2）要介護度

要介護5

（4）年齢階級

90～94歳

（5）家族構成

本人、長女（未婚）、長男（未婚）

## III 虐待者の状況

長女：70歳代 未婚 無職 年金収入有り 目立った精神疾患等は無

長男：60歳代 未婚 就労、給与所得有り 目立った精神疾患等は無

## IV 施設概要

—

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

介護支援専門員から「在宅サービスの拒否があり支援困難」として相談あり。市担当と地域包括支援センターで訪問し、虐待の事実を確認した。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

介護放棄（ネグレクト）

（2）虐待の頻度

毎日

### (3) 虐待の具体的な内容

(長女) 本人がバールンカテテル留置しているにもかかわらず室内にごみを放置し、劣悪な住環境の中で生活させる(介護放棄)

(長女) 本人の合意なしに年金や預貯金を使用する(経済的虐待)

(長女) 金銭的な負担を嫌い必要なサービス導入を拒否する(経済的虐待・介護放棄)

(長男) 同居人による上記行為を放置する(介護放棄)

### (4) 本人の状態

寝たきり状態。疎通は可能だが短期記憶や判断能力は低く、意思の確認は困難。  
収入は年金のほか、家賃収入有り。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

長女は生活能力が低く「虐待している」という意識がないものの、本人を支援する気持ちはあったため、必要なサービス導入の拒否等が虐待に該当する可能性があることを説明した。また、長女による浪費と長男の支援拒否が経済的虐待の要因であると思われたため、生活費の見直しや各所未払いへの分割払いにかかる改善計画を長女と共に作成し、期間内に改善が認められない場合の成年後見制度の市長申立等、行政による介入について説明した。

なお、長男は人との関わりが苦手な面談が困難であったため、文書により説明した。

### (2) 行った介入・支援

状況の改善に至らなかったため、成年後見制度の市長申し立てを行った。

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

後見開始され、本人は特別養護老人ホームに入所した。

## VIII 優れていると思われる対応

本人の意思確認が困難であったため、週1回利用していた訪問看護事業所、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと情報連携し、1～2週間単位で緊急性を判断しながら、サービスの増加やショートステイ等、可能な限り「最後まで在宅で介護したい」という長女に寄り添った方向性を提示した。

結果的に長女の希望は叶わなかったが、納得を得たうえで本人の成年後見制度開始の申し立てをすることができ、施設入所に至った。

## IX 今後の課題

- ・長女の生活支援についても積極的な関与が必要と思われる。
- ・互いに「虐待している・されている」と認識がなく、初動の際には訪問拒否のおそれもあった。虐待予防に関する普及啓発に努める必要がある。

## I 事例の題名（事例の要約）

3 複合的な課題を抱える一家における、高齢者虐待および障害者虐待

## II 本人の状況

（１）性別

女

（３）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

ランクⅠ

（２）要介護度

要介護３

（４）年齢階級

80～84歳

（５）家族構成

高齢の母親、息子、娘

## III 虐待者の状況

息子は一般就労。娘は知的障害あり。母親は認知症があり、要介護状態で、介護サービスを利用してはいたが、子らの介護は不十分であった。

娘は、家事や各種支払いを一手に背負わされていたため負担が大きく、家を出たいと希望していた。息子らは、諸々の担い手がいなくなることから、娘の独立に反対していた。

## IV 施設概要

-

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

息子からの経済的虐待に耐えかねた娘が「家を出たい」と市に相談し、基幹相談支援センターが障害者虐待対応のため介入したところ、子らから母親に対するネグレクトの疑いがあることも判明した。

## VI 虐待の内容

（１）虐待の種別

介護放棄（ネグレクト）

（２）虐待の頻度

毎日

### (3) 虐待の具体的な内容

母親は認知症のため介護が必要であり、介護サービスを利用していたが、自宅では子らが母親を介護しないため、母親はゴミ屋敷の中に不衛生な状態でおり、脱水等による救急搬送を繰り返していた。世帯としては相当の収入があるにもかかわらず、家賃・光熱費・サービス費用等を滞納し、電気が止まり、住んでいたアパートからは退去を求められた。

娘は息子からの経済的虐待を理由に家を出たいと希望したが、息子は諸々の担い手がいなくなることから娘の独立に反対していた。

### (4) 本人の状態

ADLは伝い歩き。認知症。オムツは失禁状態で汚れたまま、次のサービス利用時まで交換されることもないまま過ごしていた。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

行政の虐待担当課職員、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護支援専門員、就労支援事業所職員が、息子・娘らと呼びカンファレンスを実施し、今後の対応を協議した。

### (2) 行った介入・支援

関係機関が連携して、母親の介護・年金管理の適切な実施を目標にサービス付高齢者住宅への転居を支援した。また、娘の自立を並行して支援した。

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

母親と娘と一緒にサービス付高齢者住宅に転居した。母親の年金は娘が管理することになった。

## VIII 優れていると思われる対応

一家全員が障害（疑い）を抱える中、高齢者虐待・障害者虐待を同時に並行して解決しなければならない難しい事例であったが、高齢・障害の関係部署・事業所が連携して対応にあたることができ、解決することができた。

## IX 今後の課題

母親と娘の新生活に息子が干渉しようとしたことがあるため、引き続き関係機関で連携し生活状況を見守る必要がある。また、息子らの生活に問題が生じた際には関係機関につなぐ必要がある。



## I 事例の題名（事例の要約）

4 進行性の難病を患う母の介護と不適切なケアを行う長女

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

ランク I

（2）要介護度

要介護 3

（4）年齢階級

75～79歳

（5）家族構成

本人と長女（虐待者）との2人暮らし

## III 虐待者の状況

- ・収入が月2万円程度しかなく、経済的に困窮し、精神的にも不安定な状況にあった。
- ・本人の介護を一人で担っており、他の親族の協力は得られていない状況にあった。
- ・感情の起伏が激しい。
- ・介護支援専門員等の専門職からアドバイスを受け入れることができない。

## IV 施設概要

-

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

介護支援専門員からの通報。「長女が本人をいつも怒鳴っている。」「本人がデイサービスから家に帰りたくないと言っている。」とのデイサービス職員からの情報があり、発見された。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

介護放棄（ネグレクト）

（2）虐待の頻度

週に2～3回

（3）虐待の具体的な内容

長女がいつも本人を怒鳴りつけている。動けない本人に対して適宜トイレ介助をしておらず、ベッドからの転落も多い。（環境整備の意見も長女が受け入れない。）長女が仕事から帰るまで、一人で放置されている。

(4) 本人の状態

ベッド上で過ごしている。トイレの時は、車いすに移乗する。長女へ迷惑をかけることを申し訳なく思っている。

**VII 対応の経過・支援内容**

(1) 対応の経過

コアメンバー会議等を実施し、措置入所対応。介護支援専門員と同席し、家族や本人との面談も実施。

(2) 行った介入・支援

措置入所。退所に向けて、環境やサービス調整を実施。その他の親族の介入も支援。

(3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

環境も整い、ショートステイやデイサービス等適切なサービス導入となった。

**VIII 優れていると思われる対応**

その他の親族等の支援者との協力を得ることが出来た。

**IX 今後の課題**

通報受理後の情報収集、アセスメントを的確に行うこと。

## I 事例の題名（事例の要約）

5 両親の年金を借金の返済に充てる次男からの経済的虐待及び介護放棄

## II 本人の状況

（1）性別

夫婦2人

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

夫Ⅱb 妻Ⅳ

（2）要介護度

夫:要介護4 妻:要介護3

（4）年齢階級

80～84歳

（5）家族構成

両親（夫、妻）と次男の3人世帯（長男家族は別居、あまり連絡が取れない）

## III 虐待者の状況

無職で両親の年金で生活。借金の返済等もしていた。

## IV 施設概要

-

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

被虐待者（両親）と虐待者（次男）の3人世帯。次男から電話相談があり、その都度対応（地域包括支援センターや介護支援専門員等と情報共有し実際に訪問するなど）していたが、支援者の態度等に不満があるとのことで自ら支援を切っていた。

入所等も希望しつつも、最終的に「自分で探す」と支援を拒んでいた。そこから半年以上経過し、次男から市に連絡。「支援の限界で、おそらく入院が必要な状態だが金がないので病院に行かれても困る。このまま家で看取るのは犯罪になるのか」と問い合わせあり。市担当課より保健師、社会福祉士、地域包括支援センター職員より1名 計3名で訪問したところ、不衛生な環境で両親が寝かされ身動きが取れない状態だった（拘縮がひどく動けない）。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

介護放棄（ネグレクト）、経済的虐待

（2）虐待の頻度

毎日

### (3) 虐待の具体的な内容

- ・褥瘡等かなりひどい状態であるが医療を受けさせない。
- ・オムツ交換の手間を省くためオムツは膝まで下げられ、排泄物は処理されていない（布団等に染み込んでいる）。
- ・食事を充分に与えていない。（与える気持ちはあるが、両親が食べられない状態まで衰弱し結果的に与えていない）
- ・年金を次男の借金の返済等に充てられており必要な医療を受けることができない。

### (4) 本人の状態

両親ともに褥瘡、拘縮がひどく動けない。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

入室時、両親の状態を確認しているときは問題なかったが、「病院に連れていきましょう」と両親の治療の必要性和次男の生活相談をすることについて話した瞬間次男が怒り出し、大声を出したり壁や戸、近くにあるものを複数回たたきなど、かなりの興奮状態になった（次男の言い分としては「今まで何もしてくれなかった」と）。一旦外に出て警察を要請。はじめ警察官が2名来て家の門越しに警察と次男で話をしていたが、警察官に対しても大声で怒鳴ったり、門に飛びかかる等興奮していたため最終的に警察官8名、救急車2台で対応。数時間かけて救急隊から次男を説得し、両親を救急搬送（別々の病院）。

両親の年金を守るため口座凍結し、次男に説明。同時に生活困窮している次男の相談として、同日中に生活保護担当課に相談することとなった。生活保護などの説明も行ったが、結果的に働き先があるとのことで、一旦申請したがのちに自ら取り下げた。その後次男は県外で仕事をし、両親は民間の身元保証サービスを使いながら成年後見制度の申立準備を進めた。

### (2) 行った介入・支援

- ・両親救急搬送
- ・両親の口座凍結（年金振込口座変更）
- ・成年後見制度利用検討
- ・次男の生活相談（生保相談⇒申請したが取り下げ）

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

- ・両親の体調回復し施設入所検討中
- ・両親の通帳等確保
- ・次男仕事開始

## VIII 優れていると思われる対応

口座凍結

## IX 今後の課題

生活歴の聞き取りはできたが、金銭面に関しては「すでに弁護士に相談中」などと聞き出すことができず、どこまでが事実なのか把握できなかったため、こちらも対応策、支援策を検討することが難しかった。次男は精神疾患が疑われるような特徴的な性格で、対応も困難だったが、粘り強く関係性を構築する必要があった。次男が相談できる環境を整えられれば良かった。

何人か支援者が介入したが次男自ら支援を切った結果このような結果に至ったが、関係者間でもっと情報共有できていれば、防ぐことができた可能性がある。

## I 事例の題名（事例の要約）

6 義理の息子から自立高齢者への虐待から分離保護

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

自立

（2）要介護度

自立

（4）年齢階級

80～84歳

（5）家族構成

本人と夫、娘家族

## III 虐待者の状況

義理の息子

## IV 施設概要

-

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

本人からの身体的虐待の訴え（本人通報）

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

身体的虐待

（2）虐待の頻度

週に1回

（3）虐待の具体的な内容

暴力・暴言・屋外への締め出し

（4）本人の状態

自立。要介護状態である夫の介護を行っていた。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

本人から夫の担当の介護支援専門員に「助けてほしい、殴られた」と連絡が入り、介護支援専門員→地域包括支援センター→市に通報が入った。本人から、義理の息子から頭や体を殴られたこと、家から出たいので相談に行きたいと強く訴えがあり、その後本人が自ら来庁。本人との面談中、本人の携帯に娘や義理の息子から電話が入り、義理の息子が本人に暴言をはく様子がみられた。市担当者に対しても、興奮状態で強い口調で一方的に話す様子がみられた。義理の息子からの暴言に対して本人の気持ちの揺らぎはあったが、落ち着いて話をし、最終的には本人の意思は変わらず、養護者と分離させることにした。

### (2) 行った介入・支援

本人への面談後、市から警察に情報共有をし、警察が本人と義理の息子、娘へそれぞれ事情聴取を行った。警察からの聴取が入ったことで、養護者の態度が落ち着いた。当日中に、本人が高齢者施設の短期宿泊を申込み、義理の息子と分離。分離中、高齢者施設に市職員が面会に行き、新たな住居の確保について本人と検討。本人の希望をどこまで反映させるか、虐待ケースとしての適切な対応は何か、弁護士とも相談しながら慎重に対応をした。

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

分離後、娘と本人が主で住居を探し、娘が契約者となりアパートで独居生活を開始。その後生活保護の申請をし受給開始。娘が契約者になることで、本人の居場所が義理の息子に伝わってしまう可能性も考えられたが、そのリスクも伝えた上で本人の意思に沿った対応とした。アパートでの独居後は、警察にも共有し、パトロールの実施等協力を得た。

## VIII 優れていると思われる対応

関係機関との連携（高齢者施設、及び警察署、弁護士）を密にしながら、本人の意思を確認しながら丁寧に対応をした。休日期间中であつたが、地域包括支援センターから市へ連絡を受け、担当課につながった。平時から虐待対応について関係機関で共有できているため、スムーズな対応ができた。

## IX 今後の課題

独居生活後の本人のADL等の低下

## I 事例の題名（事例の要約）

7 家庭内に暴言・暴力が習慣的にあったことにより、問題意識の薄い家族への支援

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

ランクⅢb

（2）要介護度

要介護 1

（4）年齢階級

80～84歳

（5）家族構成

本人と夫の2人暮らし。市内に娘在住。

## III 虐待者の状況

本人の夫。几帳面、神経質。家事は妻がやるべきと思っているが、妻（本人）は調味料を間違え調理したりするなど間違いが多い。また、動きが遅いことにイライラしてしまう。認知症への理解が乏しいが、認知症の本を読んで、認知症に良いとされるものを妻に食べさせたりしている。妻が出来ないため家事全般を実施している。食堂を営んでいたため社会的で交友関係は良いが、昔から家族に対しては厳しかった。妻の認知症が治り、自宅で2人で生活したいとの思いがある。

## IV 施設概要

-

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

デイサービス利用中に身体に痣があるのを発見。本人に聴取したところ、夫に杖で叩かれたり突かれたとの発言があった。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

身体的虐待

（2）虐待の頻度

週に1回

### (3) 虐待の具体的な内容

認知症により、家事がスムーズに行えなかったり失敗すると、元々気が短い夫が怒鳴ったり手を挙げる。夫は昔から家族に手を挙げるがあった。

### (4) 本人の状態

夫から怒鳴られたり叩かれたりすることは何となく覚えているが、認知症により恐怖心が薄い。昔からあったため危機感がない。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

別居の娘が週2～3回買い物等にて訪問しているため、痣の状況を娘に連絡するが、父（夫）の性格によるもので、昔からあったと問題意識がない。本人を娘宅に避難させることを提案し一時避難するが、娘も仕事があること、認知症の母（本人）の対応が大変なこと、残された父（夫）も心配なため、すぐ自宅に戻してしまう。サービス追加を提案するが、経済的なものや父（夫）が他人が出入りすることに気疲れするからとの理由でサービス利用を拒否し、娘の訪問のみとなる。夫はいけないことと知りつつも、認知症の受入れが難しくイラっとした時に暴力を繰り返す。妻本人の認知症の進行とともに、介護者である夫の介護負担も増加したことと、夫自身の認知機能・身体機能の低下から、夫から妻（本人）と距離を置きたいとの言葉があり、ショートステイを経て入所となる。

### (2) 行った介入・支援

夫と面談、訪問・デイサービス・ショートステイの調整。施設入所の案内。

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

共依存の生活分離が難しい。また、娘も仕事で忙しく買い物支援はしているが、経済的理由や親を分離することに対しての不安もあり、なかなか支援が進まなかった。本人の認知症の進行と介護者の身体機能の低下による介護負担増加にともない、施設入所となった。

## VIII 優れていると思われる対応

介護支援専門員は本人、夫、娘の気持ちに寄り添いながらサービス利用の提案を根気強く説明した。地域包括支援センターも随時訪問して生活状況について確認するとともに、夫の思いを傾聴した。

## IX 今後の課題

家族が身近にいて日常生活の支援をしているが、虐待に対する危機感がなく支援が思うように進まないケースの対応。共依存で生活している高齢者の分離支援。



## I 事例の題名（事例の要約）

8 引きこもりの息子からの暴力

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

不明

（2）要介護度

不明

（4）年齢階級

80～84歳

（5）家族構成

本人と息子の2人暮らし。

## III 虐待者の状況

精神疾患がある。引きこもり。体調面・精神面不安定だが、病院などを一切受診しようとしな。母親に対する暴言や暴力は、息子が10代の頃からあった。

## IV 施設概要

-

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

息子からの身体的・精神的虐待があり、本人が助けを求め虐待担当課の窓口に来た。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

身体的虐待

（2）虐待の頻度

週に1回以下

（3）虐待の具体的な内容

しつけが厳しかった母親に対し、暴言・暴力を振るうようになっていった。家庭内において怒鳴り声が聞こえ、近所の方が警察へ通報。この通告が原因で、息子は激怒し、母親へ物を投げつける、首を絞める、怒鳴るなどがあり、身の危険を感じた母親は、助けを求めるために、相談窓口に来所した。

#### (4) 本人の状態

母親は、要介護認定は受けていない。顔に痣ができています。何も持たされず家を閉め出された。家には戻りたくないと話す。母親は、日頃から息子の態度に怯えながら毎日を過ごしていた。

### VII 対応の経過・支援内容

#### (1) 対応の経過

行政の地域包括支援センター、警察とともに自宅訪問し長男に意向確認。家に帰すことはできないと判断し一時保護した。

#### (2) 行った介入・支援

行政の地域包括支援センターが主となり、一時保護。  
住居の選定、息子からの要望対応、住所移動等手続き同行等支援した。

#### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

本人と息子は離れて暮らすようになった。  
息子に対しては、電話相談等があれば対応した。

### VIII 優れていると思われる対応

息子への意向確認時に警察に同行してもらったこと。

### IX 今後の課題

息子への対応・支援の方法。息子が母親の居場所を特定するため、行政の地域包括支援センターに電話が入るようになる。息子は、自分の行為を正当化し行政を責めてきた。（息子は弁護士にも相談）こうした虐待ケースに対応する場合、複数の関係機関と関わり、一人の支援者に集中しない対応が必要である。

## I 事例の題名（事例の要約）

9 介護付き有料老人ホームにおける身体的・心理的虐待

## II 本人の状況

（1）性別

女

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

不明

（2）要介護度

要介護 3

（4）年齢階級

90～94歳

（5）家族構成

本人は入所前は子と同居していたが、子からの虐待があり当該施設に入所した。

## III 虐待者の状況

男性 介護福祉士

## IV 施設概要

介護付き有料老人ホーム

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

施設長から「当施設の職員Aが利用者Bの居室で食事介助中に、職員Cが利用者Bの『助けて』『殺される』との大声を聞いた。施設長が職員Aに聞き取りを行ったところ、職員Aは、利用者Bを叩いたことを認めた。」と市に通報があった。

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

身体的虐待

（2）虐待の頻度

不明

（3）虐待の具体的な内容

職員Aが利用者Bの居室を、食事介助のため訪室。ベッドで横になっている利用者Bの臀部を軽く叩いてから布団を取り食事介助の準備を行った。利用者Bは「いないよ！」と大声をあげ続けていた。数分後、職員Aは利用者Bの両手首を職員Aの右手で拘束し、なお利用者Bが拒否の声を上げると頬・脇腹を強く抓った。また、箸（だけ）を口に素早く突っ込んだ。

#### (4) 本人の状態

既往歴として認知症・心不全・関節リウマチ・逆流性食道炎がある。一時入院しており、認知症の行動・心理症状は、入院前よりも悪化している。本人の要求に沿って寝具や飲水のケアを提供するが、「おーい!」「助けて!」など大声を出すことは常であった。行動・心理症状に対しては主治医による投薬調整中であった。食事・水分摂取もすすまず、食事介助には苦慮していた。

### VII 対応の経過・支援内容

#### (1) 対応の経過

施設長からの通報を受け、市職員が施設を訪問。施設長・職員Aから改めて事実確認・勤務状況・ケア内容の確認を行った。利用者Bに外傷を認めないことを確認した。職員Aによる利用者Bへの虐待行為はこれで2度目であることが分かった。

また、数カ月前に職員Aから他の利用者への威圧的な態度やスピーチロック、手を強く抑える行為があったことも分かった。

また、職員Cが本件を認知し施設長に報告をしたのが5時間後、施設長から市に通報があったのが発生後30時間を経過した後であった。

市職員は、施設における虐待防止マニュアル・研修記録を確認。マニュアルがなく研修テキストのみ、虐待の通報義務についても施設長・職員ともに認識していなかったことが分かった。

帰庁後、管理者を含め会議を行い、本件が身体的虐待であると判断し、暴行・傷害として管内警察署へ通報した。本件の発覚後、職員Aはのちに退職したため、利用者Bは当該施設の利用を継続している。警察署とは、施設から改善計画書が提出されるまで情報共有を行った。

#### (2) 行った介入・支援

施設に対し、原因の分析と再発防止策の策定・虐待を速やかに通報する仕組みづくり・虐待防止マニュアルの整備を文書で求めた。

#### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

施設から上記について改善計画書の提出があった。直後に施設長と職員の面談、虐待防止研修も行われた。

### VIII 優れていると思われる対応

通報受理の当日に事実確認を行うことができた。

### IX 今後の課題

虐待を発見した際の通報義務についての周知が不足している。

事業所への集団指導以外にも周知を行う必要がある。

## I 事例の題名（事例の要約）

10 介護老人福祉施設における身体的虐待

## II 本人の状況

（1）性別

男

（3）認知症の程度（日常生活自立度判定基準）

ランクⅢb

（2）要介護度

要介護4

（4）年齢階級

95～99歳

（4）家族構成

本人、娘。

## III 虐待者の状況

男性介護職員

## IV 施設概要

介護老人福祉施設

## V 虐待発見の経緯

虐待の発見に至った経緯について記載

郵送による匿名の通報

## VI 虐待の内容

（1）虐待の種別

身体的虐待

（2）虐待の頻度

週に1回以下

（3）虐待の具体的な内容

けがにつながる力任せの介護、語気の強い不適切な呼びかけ等

（4）本人の状態

表皮剥離、上腕部の皮下出血、左肋骨の骨折。

## VII 対応の経過・支援内容

### (1) 対応の経過

本人は通報を受けた時点で、既に入院した先で病気で亡くなっており、保護等の措置は行っていない。

匿名の通報があつてから市の職員が施設を訪問し、管理者含め関係職員からの聞き取り・記録の確認を行った。管理者を含む職員及び利用者からの聞き取り調査、医療機関への照会を行い、調査結果を文書で通知して、改善報告書の提出に至った。

虐待が認定された職員には、入所者に対する日常的な暴言や力任せの移乗・移動時の介助など、不適切な身体介助などの問題行動があり、また、大声で部下を叱責するなど、優越的な関係を背景に部下が意見を出しにくい状況があつた。また、施設内で事故が発生した時の報告体制や基準など、運営上の問題もあつて通報があるまで解決が出来なかった。

### (2) 行った介入・支援

- ・ 本人に対する介入・支援は行っていない。
- ・ 施設への訪問調査および虐待の認定、改善計画の提出の依頼

### (3) 介入・支援の結果どのような状況になったか

不適切なケアを無くす取り組みを施設全体で行った。

取り組みの結果：現場の職員が意見を出しやすい環境を構築した結果、職員同士のコミュニケーションが増え、仕事に対する意欲が向上した。

## VIII 優れていると思われる対応

取り組みの例：虐待防止マニュアルやハラスメントチェックの見直し、職員の介護技術の点検および研修、入所者の普段の生活記録の家族への送付、施設長を交えた全体での意見交換など

## IX 今後の課題

調査の結果、問題のある職員への対応だけではなく、現場の意見が管理者まで届きにくい職場環境が問題の発見・発覚を遅らせる要因となっていたため、今後も風通しの良い組織作りに努めていただくよう、施設に改善を指示した。